

別表第2 (第3条-第9条、第10条、第11条関係)

【別表第2 追加】

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
								(1)	(2)			
東京都 市計画 補助2 6号線 沿道代 沢一丁 目・北 沢一丁 目地区 地区整 備計画	住宅地区	—	—	—	80㎡	—	—	16m	—	—	—	—
	都営住宅地区	—	—	—	—	—	—	25m	—	—	—	—
	教育施設地区	—	—	—	80㎡	計画図に示すとおり、敷地の反対側の道路境界線から6m	学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。)であって、上空に設ける渡り廊下その他これらに類する建築物の部分	17m。 ただし、学校及びその関連施設の高さは、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める高さとする。 (1) 5,000㎡以上10,000㎡未満の敷地面積(告示日において法第86条第8項の規定により公告された対象区域(以下「公告対象区域」という。)が地区計画区域内外にわたる場合は当該公告対象区域の面積を、告示日以後に同条第1項から第4項までの規定により1の敷地とみなす区域(以下この項において「告示日以後の区域」という。)の過半が公告対象区域の全部又は一部である場合は当該告示日以後の区域の面積をいう。以下この項において同じ。)を有する敷地内の建築物(補助26号線の計画線からの距離が20mの範囲内の部分に限る。) 25m (2) 5,000㎡以上10,000㎡未満の敷地面積を有する敷地内の建築物(補助26号線の計画線からの距離が20mの範囲外の部分に限る。) 19m (3) 10,000㎡以上の敷地面積を有する敷地内の建築物 34m	—	—	軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱を設けることができない敷地の部分に突出した形状	—
近隣商業地区	法別表第2(ほ)項第2に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1. この表において計画図とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

2. この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。